

練馬区まちづくり条例新旧対照表

現 行	改正案
(罰則) 第152条 第147条第1項の規定による区長の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>または500,000円以下の罰金に処する。 付 則 [略]	(罰則) 第152条 第147条第1項の規定による区長の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または500,000円以下の罰金に処する。 付 則 [略] <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> <u>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u>